

台風などの非常変災時における今後の措置について（お知らせ）

寒風の候、新1年生の保護者の皆様におかれましては、お子様のご入学を心待ちにお過ごしのことと存じます。

さて、台風や暴風雨等により警報等が発表されるなどの非常変災時において、学校が臨時休業となることがあります。以下についてご確認をいただき、別紙の**生活調査票の【非常変災時における下校方法】**の欄へのご記入をよろしくお願い致します。

なお、この措置は年度中適用されますので、ご承知いただくとともに、**保存版「緊急時対応マニュアル（もしものために）」**の保管および確認をお願いします。なお、改訂版についてはHPに掲載されています。

1. 課業日の午前7時において、滋賀県や近江南部に「大雨、暴風、大雪等に関する特別警報」あるいは「暴風警報」が発表中の場合は、臨時休業となります。（以後に警報が解除されても、当日は臨時休業です。）
→特に連絡のない場合、臨時休業の翌日の用意は「時間割どおり」で登校させてください。
2. 「大雨警報」や「洪水警報」など、「暴風」を含まない警報の場合は平常授業です。
3. 児童が学校にいる間に「特別警報」「暴風警報」が発表された場合、学校は通学路の安全等を勘案の上、速やかに下校の措置をとります。
4. 河川等が増水している場合が考えられますので、登校時には近づかないよう子どもたちにお声掛けください。
5. 「特別警報」「暴風警報」が発表された時刻によっては、児童の安全を優先し給食を食べずに下校することもありますので、ご家庭で昼食の用意をお願いします。（弁当持参ではありません。）
6. 台風接近に伴う学校の対応は随時「メール配信システム」によりお知らせする予定です。（年度当初に配布する登録方法をご覧いただき、「メール配信システム」への登録をお願いします。）

台風などの非常変災に伴い、通常の時刻を繰り上げての下校措置が必要となった場合には、学校に提出いただく（基本となる）下校方法によって対応いたします。ご家庭の都合等で、一時的に、下校方法の変更が必要となった場合には、その都度、右の「下校方法 臨時変更届」の提出により、担任にお知らせください。

なお、地震災害発生時や河川氾濫・土砂災害発生時等、一斉下校に危険が伴うと考えられる場合には、大津市教育委員会や校長等の判断により、一部集団下校や保護者への児童引き渡しを実施することもあります。

【下校方法】

A 学年別に一斉下校させる。【自宅以外（親戚・知人宅等）へ預ける場合も含む】

B 学校に一時待機し、保護者が学校へ迎えに行く。

※当日の一斉下校との混雑を避けるため、お迎えの時間帯については「メール配信システム」にてお知らせいたします。

※天気予報などで、暴風を含む警報の発表が予想されるときは、当日の朝、お子さんと保護者、親戚・知人宅等と下校方法について確実に確認し合ってから登校してください。

※各ご家庭で提出した下校方法の内容は、以下に書き写して1年間保管しておいてください。

【下校方法】 【Aで自宅以外が下校先となる場合】

A・B

住所：

町別名：

氏名：

1年のみ下校番号

下校方法 臨時変更届

年 組	児童名		
変更する期間		月 日 () ~	月 日 ()
提出している下校方法		A	B
臨時に変更したい下校方法		A	B
Aで自宅以外が 下校先となる場合	住 所		
	町別名	1年のみ下校番号 ()	
	氏 名		

※変更が必要となった場合に提出願います。

下校方法 臨時変更届

年 組	児童名		
変更する期間		月 日 () ~	月 日 ()
提出している下校方法		A	B
臨時に変更したい下校方法		A	B
Aで自宅以外が 下校先となる場合	住 所		
	町別名	1年のみ下校番号 ()	
	氏 名		

※変更が必要となった場合に提出願います。